

公立大学法人宮城大学 公示

令和4年9月2日

公立大学法人宮城大学理事長 川上 伸昭

このたび、公立大学法人宮城大学は、下記の学長選考会議において、次期学長の選考を開始したので、公示します。

記

1 学長選考会議委員

議長 阿部 博之（経営審議会選出 公益社団法人日本工学アカデミー名誉会長）
職務代理者 大山 健太郎（経営審議会選出 アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長）
小野 和宏（経営審議会選出 宮城県町村会理事兼事務局長）
高橋 和子（教育研究審議会選出 宮城大学看護学群長兼看護学研究科長）
中田 千彦（教育研究審議会選出 宮城大学事業構想学群長兼事業構想学研究科長）
井上 達志（教育研究審議会選出 宮城大学食産業学群長兼食産業学研究科長）

2 学長選考を行う理由

令和5年3月31日をもって現学長の任期が満了するため。

3 学長選考手続の概要

- （1）学長選考会議は、公立大学法人宮城大学学長の選考、任期、解任及び業務執行状況の確認に関する規程（平成21年宮城大学規程第2号）第5条の規定により、推薦により学長候補者を募り、就任の意思、学長に就任した場合の所信その他の必要な事項の確認を行い、次期学長の選考を行います。
- （2）学長選考会議は、次期学長の選考を決したときは、その結果を理事長に報告します。

4 学長候補者の資格

学長候補者は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第71条第6項において、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者と定められています。

5 次期学長の任期

令和5年4月1日から4年間で、再任を妨げませんが、引き続き6年を超えて在任することはできないこととなっています。

6 次期学長の選考期限

現学長の任期が満了する日の2か月前（令和5年1月31日）までに行うこととなっています。